

## いばらき成長産業振興協議会規約

(名称)

第1条 本会は、いばらき成長産業振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内の企業や大学・研究機関、産業支援機関等が連携したネットワークを形成するとともに、分野別研究会活動を通じて、成長分野関連産業に係る交流や情報提供、分野進出の課題に関する調査研究などを行い、もって、県内中小企業の成長分野進出を促進し、本県における成長産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本県における成長産業の振興に資する事業
- (2) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、茨城県内に本社・事業所・営業所等活動拠点を有する中小企業とする。

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する企業は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。
- 3 会員が解散し、又は破産したときは、退会したものとみなす。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 3人
  - (3) 運営委員 1研究会につき4名以内
- 2 役員は、会員及び顧問の中から総会において選任する。

(任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。

(顧問)

第8条 協議会の円滑な事業推進を図るため、顧問を置く。

- 2 顧問は、第2条の目的に賛同し、情報提供などの協力を行う企業または団体とする。

(総会)

第9条 総会は、協議会の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

- (1) 規約の改廃

(2) 事業計画及び事業報告の承認

(3) その他、協議会の事業運営に関する重要事項

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 総会は、会員の過半数の出席（委任状を提出した上で欠席の場合を含む。）により成立し、議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(研究会)

第10条 協議会に、分野別に具体的な研究を進めるため、研究会を5程度置く。

2 研究会は、参加を希望する会員によって構成し、1会員が複数の研究会に参加することを妨げない。

3 研究会の設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(役員会)

第11条 協議会に役員会を置く。

2 役員会は、第6条に規定する役員で構成する。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 役員会は、協議会の運営及び事業の執行、その他会長が必要と認める事項について審議、決定する。

(オブザーバー)

第12条 協議会の事業等に関して助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、総会及び役員会において意見を述べるができるものとする。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が設立された年度の事業年度は、協議会設立の日から始まるものとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課内に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成22年6月28日から施行する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年7月18日から施行する。